

## 障害者差別に関する相談

※1 初期対応はノーマライゼーション条例の枠組みを利用。

※2 障害者差別解消部会は法第17条の障害者差別解消支援地域協議会に位置付けられる。

### 初期対応※1

#### 各区障害者生活支援センター(各区支援課)

- ・事案の性質に応じ、当該職員が所属する課、障害政策課等を紹介

市役所

#### 障害政策課

- ・報告された事案について、必要に応じ他の所管に照会・助言等を実施

照会・助言等

照会・相談等

#### 各所管

- ・所管の事業者に関する事案について対応
- ・行政機関等の職員に関する事案について対応
- ・所管外については障害政策課に照会

対応した事案等を委員会に報告

## 障害者の権利の擁護に関する委員会

※申立てのあった事案について助言又はあっせんを実施するとともに、報告された事案について市の対応を検証

事案及び委員会における検証内容について情報提供

### 障害者差別解消部会

障害者差別解消部会※2で市の所管外の事案やその他連携が求められる取組について協議  
国の機関の職員においては臨時委員等として参加  
注：部会において助言及びあっせんは実施しない

【部会への参加が想定される機関】

- 国の機関：法務局、労働局、運輸支局 等
- その他：商工会議所、医療機関 等

必要に応じて主務大臣の権限を有する各所管が権限行使

必要に応じて主務大臣の権限を有する機関が権限行使

主務大臣の権限を有する機関等との連携により障害者差別事案の解決を図る